別表第七号（第６条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

総務大臣　殿

申請者（注）郵便番号
住　所
ふりがな
氏名又は名称　　印
電話番号

申請者（及びその役員）は、電波法第38条の42第３項において準用する同法第24条の２第５項の規定（第１号を除く。）に該当しないことを誓約します。

注　法人にあっては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。

別表第八号（第８条第１項関係）

表示は、第５条第１項の規定により通知された登録番号（Ｒ及び６桁の数字）を枠で囲み、「登録修理」の文字に続けて付加したものとする。

登録修理 Ｒ××××××

注１　文字の大きさは、高さ３ミリメートル以上であること。
２　材料は、容易に損傷しないものであること。
３　色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

別表第九号（第９条関係）

登録修理業者廃止届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

申請者（注１）郵便番号
住　所
ふりがな
氏名又は名称　　印
電話番号

電波法第38条の46第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　登録の年月日及び登録番号（注２）
２　廃止した年月日

注１　法人にあっては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。なお、代理人による届出の場合は、申請者に関する必要事項を記入するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。
２　登録時に通知を受けた修理業者の登録番号を記載すること。

○総務省令第九号

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日　　総務大臣　山本　早苗

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令

目次中「第五章　雑則（第四十五条）」を「第六章　雑則（第四十五条―第五十三条）　第五章　登録修理業者（第四十四条）」に改める。

第四十五条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　第五章の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する書類は、当該書類の記載事項の全てを記録した電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる。

第四十五条を第五十四条とし、第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　登録修理業者

（登録の申請）

第四十五条　法第六十八条の三第一項の登録を受けようとする者は、様式第十五号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

２　法第六十八条の三第三項の修理方法書（以下「修理方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　修理の手順
二　修理の確認の手順
三　前号に規定する修理の確認に使用する測定器等の名称又は型式及び製造業者名（修理する特定端末機器の試験の全部を委託する場合を除く。）
四　前号に規定する測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画（修理する特定端末機器の試験の全部を委託する場合を除く。）
五　第二号に規定する修理の確認において、修理する特定端末機器の試験の全部又は一部を委託する場合は、別表第六号第三項(1)から(4)までの事項に係る受託者との取決めの内容又はその委託に係る計画
六　製造業者との契約等により修理する特定端末機器の技術基準適合認定番号、設計認証番号又は届出番号（以下「技術基準適合認定番号等」という。）に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、その内容
七　特定端末機器に記録された情報の管理及び取扱いに関する事項
八　修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項の説明及び修理の実施に係る同意の取得の手続

３　法第六十八条の三第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類及び様式第十六号の誓約書とする。

一　別表第七号に掲げる修理体制、管理体制等の管理に関する事項
二　前号に掲げる事項のほか、特定端末機器の修理に関し参考となる事項

４　第二項第二号の修理の確認の手順は、別表第六号に定めるところによるものとする。